名称　東京臨海大橋工事西方D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三四
東経　一三九―四九―三五
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・九キロメートル）
北緯　三五―三六―三六
東経　一三九―四九―三八
変更年月日　平成二十二年五月三十日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京臨海大橋工事西方E灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・九キロメートル）
北緯　三五―三六―三八
東経　一三九―四九―三一
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・〇キロメートル）
北緯　三五―三六―四一
東経　一三九―四九―三四
変更年月日　平成二十二年五月三十日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

名称　東京臨海大橋工事西方F灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・七キロメートル）
北緯　三五―三六―三〇
東経　一三九―四九―一九
変更した事項
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三四
東経　一三九―四九―二五
変更年月日　平成二十二年五月三十日
記事　一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第百五十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年六月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京臨海大橋工事西方A灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・四キロメートル）
北緯　三五―三六―二一
東経　一三九―四九―三八
廃止年月日　平成二十二年五月三十一日

名称　東京臨海大橋工事西方B灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・六キロメートル）
北緯　三五―三六―二六
東経　一三九―四九―四五
廃止年月日　平成二十二年五月三十一日

名称　東京臨海大橋工事西方C灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・七キロメートル）
北緯　三五―三六―三一
東経　一三九―四九―四一
廃止年月日　平成二十二年五月三十一日

名称　東京臨海大橋工事西方D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・九キロメートル）
北緯　三五―三六―三六
東経　一三九―四九―三八
廃止年月日　平成二十二年五月三十一日

名称　東京臨海大橋工事西方E灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約五・〇キロメートル）
北緯　三五―三六―四一
東経　一三九―四九―三四
廃止年月日　平成二十二年五月三十一日

名称　東京臨海大橋工事西方F灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の北方約四・八キロメートル）
北緯　三五―三六―三四
東経　一三九―四九―二五
廃止年月日　平成二十二年五月三十一日

○環境省告示第三十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年六月二十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

表（1RS，5RS；1RS，5SR）―5―（4―クロロベンジル）―2，2―ジメチル―1―（1H―1，2，4―トリアゾール―1―イルメチル）シクロペンタノール（別名メトコナゾール）項の次に次のように加える。

（RS）―5―tert―ブチル―2―［2―（2，6―ジフルオロフェニル）―4，5―ジヒドロ―1，3―オキサゾール―4―イル］フェネトール（別名エトキサゾール）	1.5μg／1
3―（3，3―ジメチルウレイド）フェニル＝tert―ブチルカルバマート（別名カルブチレート）	120μg／1
O，O―ジエチル―O―3，5，6―トリクロロ―2―ピリジルホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	0.046μg／1
（RS）―α―シアノ―4―フルオロ―3―フェノキシベンジル＝（1RS，3RS）―（1RS，3SR）―3―（2，2―ジクロロビニル）―2，2―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シフルトリン）	0.0061μg／1
ビス（ジメチルチオカルバモイル）ジスルフィド（別名チウラム）	10μg／1
N―（1―シアノ―1，2―ジメチルプロピル）―2―（2，4―ジクロロフェノキシ）プロピオンアミド（別名フェノキサニル）	600μg／1
プロピル＝3―（ジメチルアミノ）プロピルカルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	10,000μg／1
3―アリルオキシ―1，2―ベンゾイソチアゾール―1，1―ジオキシド（別名プロベナゾール）	270μg／1
N―ブチル―N―エチル―α，α，α―トリフルオロ―2，6―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名ベンフルラリン又はベスロジン）	2.9μg／1

○関東地方整備局告示第二百七十八号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年六月二十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録建築物調査機関の名称
　株式会社東京建物アメニティサポート
二　住所
　東京都墨田区太平四丁目1番3号